

生駒市条例第 25 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 18 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

(生駒市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 生駒市都市計画税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 6 第 1 号中「及び個人番号又は法人番号」を「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。））」に改める。

附則第 9 条中「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

第 2 条 生駒市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の 4（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 3 条の 5（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改める。

附則第 9 条中「第 44 項、第 45 項」を「第 43 項、第 44 項」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日（附則第 9 条の改正規定にあつては、この条例の公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日のいずれか遅い日）から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。